

道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年5月27日決定

令和2年5月29日一部改正

令和2年6月29日一部改正

令和2年7月7日一部改正

道民活動センターの施設再開に当たっては、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」（令和2年5月21日 北海道）及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日 公益社団法人全国公立文化施設協会）等に沿った対策を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図るものとする。

1 3つの密の防止

施設内においては、接触感染及び飛沫感染のリスクを踏まえ、次のとおり対策を講ずる。

- (1) 「3つの密」を避けるため、「北海道ソーシャルディスタンス」の取組みを実施する。
- (2) 貸出施設の座席は、十分な間隔を空け対面しないよう利用させるため、別表及び別図のとおり定員及び座席の配置（レクリエーション研修室及びリハーサル室を除く。）を定める。なお、座席の変更は認めないものとする。
- (3) 貸出施設内の着席できない席に、「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。
- (4) ロビーやホールホワイエ及び座席を予め指定しないレクリエーション研修室及びリハーサル室に、「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。

2 入館の条件等

- (1) 次に該当する場合は、道民活動センターへの入館を認めません。
 - ・マスクを着用していない者
 - ・37.5度以上の発熱のある者
- (2) 入館しようとする者がマスクを着用していない場合は、近隣の店舗での購入を促す、又は、総合案内で1枚50円（消費税等を含む。）で販売する。この場合、領収書は発行しない。
- (3) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状のある者は、入館できない場合がある。

3 館内における対策

(1) 入口

- ・洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。なお、備え付けの消毒液が不足することがないように定期的に警備員による点検を行う。
- ・正面玄関南側入り口に、サーモグラフィー装置を設置し、入館者の発熱状態を監視する。なお、発熱が認められた場合には、入館を認めない。
- ・サーモグラフィー装置による効果を発揮させるため、正面玄関北側入り口を封鎖する。

(2) ロビー等

ロビー及び展示ホールをロビーと一体的な利用に供する際は、次のとおり対策を講ずる。

- ・対面での飲食や会話を回避するよう表示すると共に、椅子及びソファは2 m以上（ロビーは1 m以上）の間隔を設けて配置する。なお、物品の移動は認めない。
- ・テーブル、椅子等の物品は、毎日1回以上消毒する。
- ・エレベーターは、かご内で接触しないよう立ち位置を床面に表示する。

(3) 廊下等の共用部

- ・施設の開館前に、エレベーターの押し釦スイッチ、手すり、ドアノブ、照明用スイッチ等、不特定多数の者が触れやすい場所や物品の消毒を行う。
- ・総合案内及びエレベーターホールの行列は、最低1 m以上（可能な場合は2 m）の間隔を空けて整列し密集しないようにする。

(4) トイレの対策

- ・不特定多数が接触する場所は、1日2回以上清掃・消毒する。
- ・トイレの蓋（多目的トイレを除く。）を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ホールホワイエのトイレの混雑が予想される場合は、できるだけ間隔を空けて整列するよう表示するとともに、主催者に対して最低1 m（可能な場合は2 m）の間隔を空けて整列させるよう要請する。

(5) 管理事務室等

- ・管理事務室内及び入口に、来館者用及び職員用の消毒液をそれぞれ設置する。
- ・受付窓口は、来館者と職員の間をビニールシートで遮蔽する。
- ・管理事務室内の待合場所及び一時的に廊下に待合場所を設ける場合は、最低1 m以上（可能な場合は2 m）の間隔を空けて着席、又は整列させ密集しないようにする。
- ・不特定の者が使用する貸出施設の鍵、レーザーポインター、マグネット、延長コード及び筆記用具等は、定期的に消毒する。
- ・貸出施設の鍵の授受の記録は、道民活動センターの職員が行う。

(6) 貸出施設

- ・貸出施設の利用中は常に機械換気する。
- ・貸出施設に備付けのテーブル、椅子、ホワイトボード、ホワイトボードペン、電話、ハンガー、ハンガーラック等の物品は、利用後に消毒する。
- ・貸出施設内に設置の茶器は撤去する。
- ・各施設の鍵を貸出す際に、手指消毒用アルコール及び必要に応じて非接触式体温計の貸出しを行う。
- ・音響・映像機器は、利用後に消毒する。
- ・幼児室は、複数の団体による同一区分の利用は承認しない。

4 飲食店の対策

軽食喫茶 CAFÉ DE MADEL は、次のとおり感染予防対策を講ずる。

- ・テーブルは、飛沫感染予防のため、最低1 m以上（可能な場合は2 m）の間隔を開けて座席を配置する。

- ・ 座席は、真正面の配置を行わない。
- ・ 集団での利用は家族に限定し、家族の集団と他の来店者との距離が概ね2 m以上となるよう座席を配置する。
- ・ 混雑時は、入場制限を行う。
- ・ 定期的に窓を開けて換気する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・ 来店する際は、手指消毒を徹底する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 金銭の授受を対面で行う場合は、アクリル板や透明なビニールカーテンにより、相手との間を遮蔽する。
- ・ 現金の受渡しはコイントレイで行う。コイントレイは定期的に消毒する。
- ・ 使用しない席には、「北海道ソーシャルディスタンスマーク」を掲示する。
- ・ 店舗内に、感染防止に関する取り組み及び「新北海道スタイル」安心宣言を掲示する。

5 ゴミ収集者に対する要請

ゴミの収集を行う者に対し、作業中は、マスク及び手袋の着用を徹底するよう要請する。

6 従事者の感染防止対策

道民活動センターの管理・運営に従事する者（協力企業の職員を含む。以下「従事者」という。）に対し、次のとおり対策を講ずる。

- ・ 勤務者は、施設の管理運営に必要な最小限の人数とする。
- ・ 勤務中はマスクの着用や手指消毒を徹底する。
- ・ 清掃業務に従事する者は、作業中マスク及び手袋の着用を徹底すること。
- ・ 制服等はこまめに洗濯する。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5 度以上の発熱がある場合には自宅待機とする。また、発熱のほか、次の症状に該当する場合も自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状のある者
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

7 来館者に対する周知・広報

来館者は、次の事項を予め承知の上来館願います。

- ・ マスクを着用していない者は、入館できないこと。
- ・ 37.5 度以上の発熱のある者は、入館できないこと。
- ・ 次の症状に該当する場合、入館できない場合があること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 入館時に手指の消毒を行うこと。

- ・正面玄関に設置のサーモグラフィー装置で発熱が検出された来館者は、指定管理者が行う検温に協力しなければならないこと。
- ・咳エチケット、手洗いを徹底すること。
- ・「北海道ソーシャルディスタンス」の取組みを実施すること。

8 主催者に協力を求める対策

主催者に協力を求める具体的な対策は、次のとおりとします。なお、主催者が必要な措置を講じていないと認められるときは、指定管理者は主催者に対し、必要な措置を講ずるよう再度要請します。

(1) 利用前の対策

ア 開場時間等の検討

主催者は、利用に当たって、密集を回避する方策や密な状況を発生させないように、以下の事項について予め検討しなければならない。

- ・開場及び休憩時間の延長
- ・入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- ・入場待機列の設置

イ 高齢者や持病のある者が多数来館すると見込まれる催物については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を求める。

ウ 参集者の把握

主催者は、次のいずれかの方法又はその他の方法により、参集者の氏名及び緊急連絡先を把握し、参加者名簿を作成しなければならない。

なお、参集者及び催物関係者から感染者が発生した場合などは、主催者が収集した情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に参集者に周知しなければならない。

(ア) 事前の場合

- ・「かでの2・7」公式ホームページに掲載の名簿用紙をダウンロードし、事前に作成する。

(イ) 当日の場合

- ・事前の名簿登録等をしていない参加者には、受付時に名簿用紙への記入を要請する。

エ 主催者は、参集者に対し、来館前に体温の測定を行うよう要請するほか、入館の条件等を参集者に事前に周知しなければならない。

オ 出演者、講師等の連絡先等

- ・主催者は、出演者又は講師等の氏名、緊急連絡先を把握し、名簿を作成しなければならない。
また、出演者等から感染者が発生した場合などは、主催者が収集した情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知しなければならない。
- ・主催者は、「道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を出演者等に周知しなければならない。

(2) 当日の対策

ア 周知・広報

主催者は、感染防止のため、来場者に対し次の事項を周知しなければならない。

- ・館内では、常にマスクを着用すること。

- ・咳エチケット、手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- ・社会的距離の確保の徹底を図ること。
- ・次の症状に該当する場合は、入場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

イ 入場時の対応

- (ア) 主催者は、参集者が次の事項に該当する者は、入場させてはならない。
 - ・マスクを着用していない者
 - ・発熱があり検温の結果、37.5度以上の発熱があった者
- (イ) 主催者は、参集者に対し、入室する前に検温の実施の有無を確認し、検温を行っていない場合は検温するまで入室させてはならない。このため、主催者は、体温計を持参するものとする。
- (ウ) 主催者は、参集者が次の事項に該当する場合は、入場を控えるよう要請するものとする。
 - ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- (エ) 主催者は、余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとに時間差での入場、開場時間の前倒し等を行わなければならない。
- (オ) 主催者から参集者に物品を貸出す場合は、十分な消毒を行わなければならない。
- (カ) パンフレット、チラシ、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けなければならない。
- (キ) 主催者は、出演者等に対するプレゼント、差し入れ等は控えるよう参集者に呼びかけるものとする。

ウ 受付け及びチケット販売

- ・貸出施設の前面において対面で受付けを行う場合及びホールでチケットを販売する場合は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより相手との間を遮蔽するよう主催者に要請する。
- ・受付け又はホールでチケット販売する際の行列は、最低1m（可能な場合は2m）の間隔を空けて整列させるよう主催者に要請する。この場合、他会場の行列との間隔も同様とする。
- ・ホールのチケット販売は、現金の取扱いを極力減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済とするよう主催者に要請する。
- ・ホールの入場チケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用するよう主催者に要請する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催者がこれを目視で確認するといった方法も検討するよう併せて要請する。

エ 会場内の感染防止対策

- ・主催者は、飛沫感染や接触感染を防止するため、参集者に対し、手指の消毒やマスク着用の徹底、窓を開けるなどして定期的な換気の実施、会話の抑制など、複合的な予防措置に努めなければならない。
- ・座席は原則として指定席とする。

- ・催物開催中における参集者同士の接触は控えるよう周知するほか、ホールにあっては、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するようにする。
- ・休憩時間については、密集が発生しないよう余裕をもった時間設定をし、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- ・会場内では、大声を出す行為、呼吸が早くなる行為は行うことができないものとする。
- ・シャワー室及び調理室は、利用中密な状態にならないよう入場制限を行うものとする。
- ・水屋の茶碗は、使用の都度洗浄する又は持参し、いずれの場合も共用利用はしないものとする。

オ 関係者の感染防止策

主催者は、催物関係者に対し、次の対策を行う。

- ・催物の運営に必要な最小限の人数とすること。
- ・各自検温を行うこととし、37.5 度以上の発熱がある場合及び以下の症状がある場合は自宅待機とするよう周知する。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・関係者の緊急連絡先を把握する。
- ・ホールにあっては出演者に対し、表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるように要請する。また、公演前後の手指消毒を徹底するよう併せて要請する。
- ・ホール楽屋等では、使い捨ての紙コップを事前に用意して使用すること。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定の者が共有することがないようにする。
- ・準備、撤去、リハーサル、稽古、撤去等は、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めるとともに、分な感染予防措置を講ずること。
- ・関係者に感染が疑われる場合は、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

カ 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに指定管理者が指定する別室へ隔離すること。この場合、対応する者は、マスク及び手袋の着用を徹底すること。
- ・速やかに、保健所に連絡して指示を受けること。

キ 物品販売

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、可能な範囲でオンラインの販売や、キャッシュレス決済を行うこと。
- ・パンフレット等の販売を行う場合、最低 1 m（可能な場合は 2 m）の間隔を開けて整列させること。
- ・物品を販売する者は、マスクの着用と手指消毒を徹底すること。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽すること。
- ・不特定多数の者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。

ク 参集者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等を行うこと。

(3) 催物終了後の対策

- ・催物終了後に感染が疑われる者が出た場合は、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。
- ・個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じなければならない。

(4) 主催者は、上記のほか、各種業界団体毎のガイドラインに沿った感染防止対策等を講じた上で利用しなければならない。